

プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理

項目 第 77 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 77 回退職給付専門委員会（2016 年 3 月 15 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論されたリスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

追加的な拠出義務に関する論点**（審議事項(1)-2 の検討資料に関する意見）**短期的に積立金不足が生じた場合の取扱いに関する意見

2. 短期的に生じた積立金不足に対応するための掛金の追加拠出については、極めて限定的なケースにしか想定されないことをもって論点から外しているが、発生する頻度と検討の要否は別問題ではないか。
3. 法令上は拠出が要求されていないものの、厚生労働省が示している現行の確定給付企業年金制度の規約例には、短期的に積立金不足が生じた場合に、企業が掛金の追加拠出を行う旨が示されており、実際に規約に当該規定を設けるケースが多い。短期的な積立金不足が生じた場合における追加的な拠出義務の有無の判断に際しては、本制度への移行にあたってこの規定が引き継がれるかどうかという点も考慮する必要がある。

特別掛金とリスク対応掛金の相違に関する意見

4. 調整率による調整には一定の時間を要する場合があるため、給付の減額調整に対応するために労使合意に基づいてリスク対応掛金を増額した時点においては積立不足が生じている場合があり、当該掛金の増額分は、積立不足の発生時に追加で義務的に拠出される特別掛金と同質のものではないか。

（審議事項(1)-3 の実務対応報告の文案に関する意見）規約以外の文書等により、企業が掛金を拠出する義務を実質的に負っていないものを本実務対応報告の範囲とする点に関する意見

5. 給付を維持する旨が労使間で合意されていれば、そもそも本制度には該当しないと考えられる。このため、本文にはそのような原則的な考え方を記載すべきであり、

文書の有無にはこだわらない方がよいのではないか。

6. 企業は給付の最低保証を行うために調整率に下限を設けることを規約に定めることも考えられ得るため、規約以外の文書等に限定する必要はないのではないか。
7. 本制度の導入以降に新たな労使合意を形成して企業が掛金を追加拠出する場合の取扱いについて記載すべきではないか。
8. 企業が掛金の追加的な拠出義務を実質的に負っている場合は、退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類する旨を記載した方がよい。

費用配分に関する論点

(審議事項(1)-2の検討資料に関する意見)

リスク対応掛金の総額を当初に負債として認識すべきとする意見

9. リスク対応掛金は、過去に発生した積立不足に対応するものではないが、本制度に移行する際に算定された将来発生するリスクに対応するために追加拠出する義務としての性質があると考えられる。そのため、本制度の開始時点で、リスク対応掛金の総額を負債として認識することが適当と考える。

リスク対応掛金の総額を当初に負債として認識すべきでないとする意見

10. リスク対応掛金の総額を当初に負債として認識し、見合いの資産を認識する会計処理については、結論の背景等で明確に否定すべきである。
11. 複数事業主制度において例外処理を採用している企業は、特別掛金の未拠出額は負債として認識していないため、仮にリスク対応掛金の総額を負債に認識する場合には、この例外処理にも波及する可能性があり、慎重に検討する必要がある。

その他の意見

12. 事務局提案では、労働サービスは計測ができないため、規則的な費用配分を行わなくても良いと整理されている。しかし、確定給付制度の会計処理において、退職給付見込額の期間帰属を行うときに、一定程度は規則的なルールに基づいて期間配分しているため、規則的な計上は不要と整理するのは乱暴な印象がある。

退職給付制度間の移行等に関する取扱い

(審議事項(1)-2の検討資料に関する意見)

他の移行のパターンの取扱いに関する意見

13. リスク対応掛金の仕組みを導入していない確定給付企業年金制度から本制度への移行以外の移行パターンについては、今後必要に応じて検討するとされているが、事案が出た場合に速やかに対応できるよう、将来の検討課題とする旨を結論の背景に記載しておいていただきたい。
14. 本制度の導入以降に新たな労使合意を形成して、企業が給付を維持するために掛金を追加拠出するようなケースも考えられ、このようなケースにおいて、本制度の取扱いについて、退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度から退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度の会計処理へ移行する可能性はあり得る。そのため、このような移行の取扱いの記載の要否を検討することも考えられる。

(審議事項(1)-3の実務対応報告の文案に関する意見)

確定給付制度に分類する退職給付制度から本制度への移行の時点で特別掛金の未拠出額が存在し本制度に引き継がれる場合の取扱い

15. 「当該未拠出額のうち引き継がれた額に相当する額で、移行前の退職給付に係る負債に認識している金額」を負債として認識すると記載されているが、特別掛金の未拠出額を負債として認識すべきであり、「移行前の退職給付に係る負債に認識している金額」という条件は不要ではないか。
16. 退職給付会計基準において、連結と単体では未認識項目の取扱いが異なり、損益に与える影響も異なると考えられるので、文案又は設例において、その点を考慮した記載をご検討いただきたい。

開示

(審議事項(1)-2の検討資料に関する意見)

本制度は通常の確定拠出年金制度と異なるため、追加的な開示は有用という意見

17. 本制度は、通常の確定拠出年金制度とは制度自体が本質的に異なり、金額的重要性も違う。そのため、本制度に係る退職給付費用の額は、他の制度の費用と合算するのではなく、別途開示していただきたい。
18. 会計上、本制度を確定拠出年金制度と同様に取り扱うとしても、通常の確定拠出年金制度とは本質的に異なるため、別途何らかの追加的な開示が必要であると考え。特に特別掛金やリスク対応掛金の未拠出額が存在する期間中は、それらの未拠出額等の開示が必要であると考え。

19. 投資家は、将来の業績予想の観点から、制度の財政状態の積立不足や積立超過の状況に関心があると考えている。そのため、本制度の財政状態の状況を開示することも考えられないか。

注記の要否の考え方について明確にすべきとする意見

20. リスク対応掛金は、本制度だけでなく、通常の確定給付企業年金制度にも設定することが可能である。リスク対応掛金の未拠出額の注記がコミットメントの情報として必要であるならば、本制度のみに当該注記を求める理由を明確にする必要があると考える。また、標準掛金や特別掛金等、他に未拠出額があるにも関わらず、リスク対応掛金の未拠出額のみ注記を求める必要性も整理すべきであるとする。

(審議事項(1)-3の実務対応報告の文案に関する意見)

21. 退職給付会計基準において、確定拠出制度の注記事項として、「その他の退職給付に関する事項」を設けた上で、実務対応報告で「リスク対応掛金相当額の総額及び未拠出額」の注記を要求するという構成にした方が良いと考える。
22. 本制度の概要に関して、制度の導入当初に注記することの有用性は理解できる。ただし、制度発足後、当該注記が恒久的に必要であるかについては疑問があり、文案で検討していただきたい。
23. 本制度を会計上は確定拠出年金制度と同様に取り扱う場合でも、本制度の特徴は確定拠出年金制度とは異なるため、制度間の相違が分かるような追加的な開示が必要と考える。リスク対応掛金の拠出義務を負っている点は通常の確定拠出年金制度と異なるため、リスク対応掛金の総額及び未拠出額の開示は必要であるとする。また、リスク対応掛金の拠出残存年数の開示も有用ではないか。
24. リスク対応掛金を負債として認識しないことと当該情報の開示の要否は切り分けて整理すべきである。リスク対応掛金を負債として計上することの代替案として、総額及び未拠出額の注記をするという論理構成を採用すべきではなく、負債として計上しない理由を明確にした上で、当該情報に関する注記の必要性を検討すべきではないか。
25. リスク対応掛金の総額は、本制度の導入当初の金額であり、拠出年数の経過とともにその開示に有用性があるかどうかは疑問である。

以上